

令和 7 年度

(令和7年4月)

お子さんの定期予防接種について

習志野市健康支援課 予防接種担当

〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1 TEL 047-453-2922



習志野市の定期予防接種の受け方

予防接種はお子さんの病気を予防し、健康を守る上で大切なものです。習志野市では予防接種法に基づいて定期予防接種を実施しています。**対象年齢、接種回数、接種間隔を守って接種してください。**

	内容	備考
受け方	受たい予防接種の対象年齢のうちに医療機関にて接種	- 受けようとする予防接種の種類を決める（未定の場合は4ページへ） - 医療機関（市内の医療機関は別紙参照）で予約（必要時） - 予診票がない場合、無料で受けることはできません
費用	無 料	以下の場合、任意接種のため、有料 - 定められた接種間隔以外の場合や接種回数が超過した場合、対象年齢外での接種 - 習志野市が指定していない医療機関で予防接種をした場合 - 定期予防接種以外の予防接種（おたふくかぜワクチン等）
持ち物	- 母子健康手帳 - 予診票（バーコードシールを持っている場合は貼付。シールが無い場合は予防接種番号を記入）	- 母子健康手帳を紛失した場合、健康支援課へ - 転入や予診票を紛失した等で習志野市の予診票を持っていない場合 - 母子健康手帳を持って、健康支援課へ - 習志野市のホームページ内「ちば電子申請サービス」で手続き - 習志野市から転出した場合は習志野市の予診票は使用不可 - 予防接種は保護者同伴 保護者以外の方が同伴する場合は、「委任状」が必要。委任状は健康支援課もしくは習志野市のホームページからもダウンロード可能 予防接種委任状 習志野市 検索
接種場所	- 習志野市個別予防接種実施医療機関（別紙） - 千葉県内定期予防接種実施医療機関	- 千葉県内定期予防接種実施医療機関で接種を希望する方は、千葉県医師会のホームページ「協力医療機関名簿」を確認するか、健康支援課へ問い合わせ - 県外の医療機関で予防接種を受けたい場合 やむを得ない事情により、県外で予防接種を希望される場合は手続きが必要。詳細は健康支援課へ
予防接種の前に	予防接種は体調のよいときに受けるのが原則です。 受ける前に、別冊「予防接種と子どもの健康」をお読みください。 特に、予防接種と子どもの健康（9ページ～）「6 予防接種を受けに行く前に」を必ずご覧ください。	



「すこやかナラシド♪予防接種ナビ」にご登録を！！

登録は無料（※通信費用は利用者負担）



「すこやかナラシド♪予防接種ナビ」はお子さんの予防接種スケジュール管理の情報を提供するモバイルサービスです。スマートフォン、携帯電話またはパソコンを利用し、

必要事項（お子さんの生年月日、メールアドレス、ハンドルネーム）を入力して利用登録すると、お子さんに合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくとメールでお知らせします。ご利用いただくことで、予防接種の受け忘れや間違い接種を防止することができます。

感染症にかかった後の予防接種について

経過が長引いたり、慢性化している場合には注意が必要です。予防接種を実施する医療機関に相談して決めましょう。

治癒後における接種間隔の目安※

1. 麻しん（はしか）等（感染により免疫機能が一時的に低下するウイルス性疾患）	治癒後 4週間程度
2. 風しん・おたふくかぜ・水痘（水ぼうそう）等	治癒後 2～4週間程度
3. 手足口病・伝染性紅斑（りんご病）・突発性発疹・かぜ等のウイルス性疾患	治癒後 1～2週間程度

※予防接種に関する Q&A 集（2024）：一般社団法人日本ワクチン産業協会発行を参照



ナラシド♪からのお願いです。

病気になったら、かかりつけの医療機関で確認してから、予防接種を受けてください。



副 反 応 が お こ っ た ら



予防接種を受けたあとに“あらっ！”と思ったら・・・

まず接種した医療機関にお問い合わせしてください！

1. 通常みられる反応

ワクチンの種類によっても異なりますが、発熱、接種局所の発赤・腫脹（腫れ）、硬結（しこり）、発疹などが比較的高い頻度（数%から数十%）で認められます。通常、数日以内に自然に治るので心配は不要です。

2. 重い副反応

予防接種を受けたあと、接種局所のひどいはれ、高熱、ひきつけなどの症状があったら、医師の診察を受けてください。お子さんの症状が予防接種後副反応報告基準に該当する場合は、医師から厚生労働省へ副反応の報告がされます。

ワクチンの種類によっては、極めてまれ（百万から数百万に1人程度）に脳炎や神経障害などの重い副反応が生じることもあります。また、1年以上たって副反応が発症する場合があります。このような場合に厚生労働大臣が予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済制度の給付の対象となります。制度の詳細については、健康支援課にご相談ください。

（参考）紛れ込み反応

予防接種を受けたしばらく後に、何らかの症状が出現すれば、予防接種が原因ではないかと疑われることがあります。しかし、たまたま同じ時期に発症した他の感染症などが原因であることが明らかになることもあります。これを「紛れ込み反応」と言います。

異なった種類のワクチンを接種する場合の間隔

～ 令和2年10月から間隔についての定めが変わりました ～

定期予防接種で使うワクチンには、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があります。

異なった種類*のワクチンを接種する場合には接種間隔を守ることが必要です。異なった種類のワクチンを、特に急いで接種する必要がある場合は、医師が必要と認めた場合、下に示す間隔で接種が可能です。かかりつけの医療機関とよくご相談ください。

生ワクチン	生ワクチン（経口）	不活化ワクチン
生きた細菌やウイルスの毒性を弱めたもの		細菌やウイルスの免疫をつくるのに必要な成分を取り出し毒性をなくしてつくったもの
BCG、 麻しん風しん混合（MR）、麻しん、風しん、 水痘（水ぼうそう）	ロタウイルス	ヒブ、小児の肺炎球菌、B型肝炎、日本脳炎、 ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ （4種混合・5種混合）、 ジフテリア・破傷風（2種混合）、 ヒトパピローマウイルス
おたふくかぜ（任意接種）		インフルエンザ（任意接種）

4週間以上 あける	規定なし	規定なし	規定なし
生ワクチン	不活化ワクチン・ 生ワクチン（経口）	生ワクチン・ 不活化ワクチン	生ワクチン・生ワクチン（経口）・ 不活化ワクチン

※同じ種類のワクチンを複数回接種する場合は、
それぞれに定められた間隔がありますので気を付けてください。

* 次ページの各予防接種の受け方をよく読んで受けてください。



習志野市が実施する市独自制度の予防接種

※ 習志野市内の医療機関のみで受けられます。

下記の予防接種については市独自制度の予防接種として、無料で予防接種を受けることができます。事前に、母子健康手帳を持参の上、健康支援課にて**手続きが必要**です。

また、万が一、予防接種による健康被害が起こった場合は、千葉県市町村総合事務組合の条例が適用となり被害者救済制度が受けられます。

予防接種名	対 象 者
麻しん・風しん 混合（MR） 麻しん 風しん	1. 2歳以上5歳以下（第2期対象者を除く）の人で、予防接種を1回も受けていない人 2. 小学1年生～中学3年生（平成22年4月2日～平成31年4月1日生まれ）の人で、予防接種が2回未満の人

長期療養者の定期予防接種

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等（厚生労働省令で定める特別な事情）により、定期の予防接種の機会を逃した人については、健康支援課にて手続きをすることで、指定の期間内で接種ができます。詳細は、健康支援課へ。



任意接種について

おたふく等の任意予防接種については全額自己負担です。接種希望の場合はかかりつけの医療機関にご相談ください。**骨髄移植等の後に医師から定期接種の再接種が必要と言われた方は、健康支援課にご相談ください。**

- ◆令和6年4月1日より、5種混合が定期接種になりました。4種混合とヒブは5種混合ワクチンを使用します。
◆予防接種は「誕生日の前日から」接種可能 「未満」の場合は、「誕生日の前日まで」接種可能

	予防接種名	対象年齢	望ましい受け方		接種予定の日	
			望ましい受け方で、受けられなかった場合は、かかりつけ医と十分ご相談ください。			
乳 幼 児 対 象	(5種混合)◆ ジフテリア・ 百日せき・破 傷風・ポリオ・ Hib	生後2ヵ月～ 7歳6ヵ月未満	初回	生後2ヵ月～7ヵ月未満までに接種開始 3～8週間の間隔をあけて 3回	1回	年 月 日
					2回	年 月 日
			追加	3回目終了後から6～18ヵ月の間隔をあけて 1回	3回	年 月 日
					追加	年 月 日
	(4種混合) ジフテリア・ 百日せき・破 傷風・ポリオ	生後2ヵ月～ 7歳6ヵ月未満	第1期 初回	生後2ヵ月～12ヵ月未満までに接種開始 3～8週間の間隔をあけて、1歳のお誕生日の前日までに 3回	1回	年 月 日
					2回	年 月 日
			第1期 追加	3回目終了後から12～18ヵ月の間隔をあけて 1回	3回	年 月 日
				追加	年 月 日	
	Hib(ヒブ) 感染症	生後2ヵ月～ 5歳未満	初回	生後2ヵ月～7ヵ月未満までに接種開始 4～8週間の間隔をあけて、1歳のお誕生日の前日までに 3回	1回	年 月 日
					2回	年 月 日
		追加	3回目終了後から7～13ヵ月の間隔をあけて 1回	3回	年 月 日	
			追加	年 月 日		
	小児の肺炎 球菌感染症※1	生後2ヵ月～ 5歳未満	初回	生後2ヵ月～7ヵ月未満までに接種開始 4週間以上の間隔をあけて、1歳のお誕生日の前日まで に 3回	1回	年 月 日
					2回	年 月 日
			追加	3回目終了後から60日以上あけて、 生後12ヵ月～15ヵ月未満までの間に 1回	3回	年 月 日
			追加	年 月 日		
	B型肝炎	1歳未満		生後2ヵ月～9ヵ月未満までの間に 4週間以上の間隔をあけて 2回 1回目から20週以上経過してから 3回目	1回	年 月 日
					2回	年 月 日
					3回	年 月 日
	ロタウイルス 感染症 (2種類のうち どちらかを選択)	出生6週0日～ 24週0日の間	ロタリ ックス	生後2ヵ月～出生14週6日後までの間に開始 4週間以上の間隔をあけて 全2回 経口接種	1回	年 月 日
		出生6週0日～ 32週0日の間	ロタテ ック		2回	年 月 日
			4週間以上の間隔をあけて 全3回 経口接種	3回	年 月 日	
結核(BCG)	1歳未満		生後5ヵ月～8ヵ月未満までの間に 1回	1回	年 月 日	
麻しん・風し ん混合(MR)	1歳～2歳未満	第1期	1歳になったらできるだけ早く 1回 (令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれも可※2)	1回	年 月 日	
	小学校就学前 の1年間	第2期	対象年齢になったらできるだけ早く 1回 (平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれも可※2)	1回	年 月 日	
水痘 (水ぼうそう)	1歳～3歳未満	1回目	生後12ヵ月～15ヵ月未満までの間に 1回	1回	年 月 日	
		2回目	1回目終了後から6～12ヵ月の間隔をあけて 1回	2回	年 月 日	
日本脳炎	生後6ヵ月～ 7歳6ヵ月未満	第1期 初回	3歳で、1～4週間の間隔をあけて 2回	1回	年 月 日	
				2回	年 月 日	
		第1期 追加	2回目終了後から、おおむね1年後に 1回 (4歳)	追加	年 月 日	

- ※1 小児肺炎球菌の接種開始が、① 生後7ヵ月～12ヵ月未満で開始：初回2回接種+追加接種1回(生後12ヵ月以降)
② 1歳～2歳未満で開始：60日以上の間隔で2回接種
③ 12歳以上で開始：1回接種で終了

※2 MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者

	予防接種名	対象者と予診票送付時期			
		9歳～ 13歳未満	第2期	1回	小学校4年生のお子さんに個別で予診票を送付
児 童 生 徒 対 象	日本脳炎	特例措置	平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の人※3 ⇒全4回(第1期:3回、第2期:1回)を完了していない場合は、不足分を接種可		
		11歳～ 13歳未満	第2期	1回	小学校6年生のお子さんに個別で予診票を送付
	ジフテリア・破傷 風(2種混合)	小学6年生～ 高校1年生 相当の女子	中学1年生相当のお子さんに個別で予診票を送付		
		接種の機会を 逃した方	平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの子で、令 和4年4月1日～令和7年3月31日までにHPVワクチンを 1回以上接種した者※3		

※3 市から予診票の送付はしていないため、予診票をお持ちでない場合は、母子健康手帳を持参し、健康支援課の窓口で発行又はちば電子申請サービスで手続きが必要となります。